





第 6 章 計画の推進

第 4 章に示した主要施策を以下の手法で推進し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション*社会の実現～」を目指します。

1 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの促進

障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、福岡県や近隣市町との連携・協力体制のいっそうの強化を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業ボランティア*を含めた民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制の構築を積極的に促進します。

2 広報・啓発活動の推進

障害のある人が住み慣れた地域で普通に暮らしていくために、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、障害及び障害者理解の促進のための取組み、ボランティア*活動等の推進のための取組みを、行政、社会福祉協議会、企業、NPO*等と連携して推進します。

- 障害者週間*・人権週間などでの啓発事業
- 当事者参加による啓発
- 広報媒体を通じた啓発

3 進捗状況の管理及び評価

事業や取組みの進捗管理については、障害者基本法*第 36 条第 4 項の規定に基づく合議制の機関である「大牟田市障害者計画推進委員会」が本計画の実施状況の点検・評価を行います。

また、「大牟田市障害者自立支援協議会*」と連携し、障害者の実態や意見も把握しながら、本計画を推進します。



